参考資料６

空き家等の管理でお困りの方は、

シルバー人材センターへ

空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、法律により、家屋の持ち主の責任がより厳しく問われる時代になりました。そこで、宮代町シルバー人材センターでは、空き家等が放置され、管理不全な状態となることで近隣住民に影響が出ることを防止する取組をはじめました。これは、宮代町と当センターの間で空き家等の適正管理に関する協定に基づいた、宮代町と連携した事業となります。（裏面、事業イメージ参照）

この協定は宮代町と当センターが相互に連携・協力し、町内の空き家等の適正管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心な町づくりの推進に寄与することを目的としています。ご安心してご相談ください。

～業務内容～

空き家等の見回り、お庭の除草、樹木の伐採、植木の剪定、小修繕等

その他、お困りの点について、是非、ご相談ください。

|  |
| --- |
| 《料金の参考例》＊見回り　**(年6回)１６，８００円**（チェックリストで確認し写真送付等でご報告）＊除草　**１日当たり単価６，９８６円**（別途事務費１３％＋材料費）＊樹木の伐採、植木の剪定、小修繕等は　　　　**１日当たり単価８，７２２円**（別途事務費１３％＋材料費）* 契約料金については、空き家の状態によって変わってきますので、実際に現場を確認して見積書を作成いたします。（料金単価は令和５年４月１日から適用）
 |

【お問合せ】

公益社団法人

　宮代町シルバー人材センター

　〒345-0824

　埼玉県南埼玉郡宮代町山崎3番地

　　TEL　0480-37-1353　FAX　0480-37-1951

　　e-mail miyashiro-sjc@rondo.ocn.ne.jp

お問い合わせは、平日の午前９時より午後４時までにお願致します。

（土曜日・日曜日・祝祭日は休みです。）



空き家等の管理は、

宮代町シルバー人材センターへ

シルバー人材センターとの

空き家等管理業務連携事業のイメージ

管理が行き届いていない空き家等について、近隣住民から相談や苦情が宮代町にあった場合、協定に基づき、当センターの活用について紹介、取次ぎを空き家等所有者にご案内させていただいています。

管理の発注

シルバー人材センターへ

空き家等管理業務の紹介、取次ぎ

空き家等管理業務の実施

空き家の

苦情・相談

契約締結





宮代町シルバー人材センター



空き家所有者



宮代町